

川崎市障害児家庭支援員派遣事業実施要綱

(制定日：平成23年4月1日 23川市子セ第185号 市長決裁済)

(最終改正日：令和8年4月1日 7川健障計第969号 局長決裁済)

(目的)

第1条 障害児家庭支援員（以下「家庭支援員」という。）派遣事業は、在宅障害児に対し、家庭支援員を派遣し、適切な学習、遊戯の指導その他日常生活を営むうえでの支援を行うとともに、その家庭の精神的負担の軽減と安定を図り、もって障害児の生活の充実に寄与する等、その福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体及び事業委託)

第2条 この事業実施主体は川崎市とする。ただし、事業事務の一部を委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に居住し、次に掲げる障害等のある在宅障害児とする。
ただし、本市における他の障害児福祉制度の活用を優先するものとする。

- (1) 身体障害
- (2) 知的障害
- (3) 精神障害
- (4) 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）
- (5) その他、市長が認めるもの

(派遣場所)

第4条 派遣場所は、事業の目的達成に必要な場所とする。

(支援内容)

第5条 家庭支援員の行う支援内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 学習及び遊戯の指導
- (2) 日常生活の支援
- (3) きょうだいの支援
- (4) その他、必要な福祉に関する相談支援

(派遣回数・時間等)

第6条 家庭支援員の派遣は、原則として、次に掲げる範囲とする。

- 2 派遣回数は、対象者1人に対して、月に4回までとする。

3 派遣時間は、1回あたり1時間以上、概ね4時間を超えない範囲とする。

4 対象者1人に対して、家庭支援員1人を派遣するものとする。

(家庭支援員の資格)

第7条 家庭支援員は、善意をもって奉仕活動をしようとする次の者の中から、市長が適当と認めた者とする。

ただし、当該事業を利用している者は除くものとする。

(1) 心身ともに健康であること。

(2) 障害児福祉に関し理解と熱意を有すること。

2 家庭支援員は、第15条に定める研修に年1回以上参加するものとする。

(家庭支援員の登録等)

第8条 家庭支援員を希望する場合は、川崎市障害児家庭支援員登録申請書（第1号様式）を市長あて提出するものとする。

2 家庭支援員の任期は年度末までとし、翌年度の継続登録を希望する場合は、当該年度開始前に更新手続きを行うものとする。

3 市長は第1項の規定による申請があった場合には、家庭支援員として適当と認めた者について、当該申請内容を基に、氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、活動が可能な地域療育センターの情報を登録し、その内容を記した家庭支援員名簿を整備し、保存するとともに、その情報を地域療育センターに提供するものとする。

4 市長は前項の規定による登録が完了した後、当該申請を行った者に対し、川崎市障害児家庭支援員登録完了通知書（第2号様式）を通知するものとする。

(家庭支援員の派遣申請)

第9条 家庭支援員の派遣を希望する保護者は、川崎市障害児家庭支援員派遣開始・変更申請書（第3号様式）を事前に市長あて提出する。

2 家庭支援員の派遣期間は、申請する年度の末日までとし、翌年度の継続派遣を希望する場合は、当該年度開始前に更新手続きを行うものとする。

(派遣の決定)

第10条 市長は、家庭支援員派遣の申請を受けたときは、第3条に規定する対象者及び第5条に規定する支援内容及び第6条に規定する派遣回数等について確認し、家庭支援員の経験、能力、居住地等と派遣対象家庭の諸条件とを考慮して派遣の可否の決定するものとする。なお、当該児童の親族を家庭支援員として派遣することはできないものとする。

2 市長は、派遣決定を行ったときは、派遣対象者の保護者に対し、川崎市障害児家庭支援派遣決定通知書（第4号様式）を通知するものとする。

（人格の尊重と秘密を守る義務）

第11条 家庭支援員は、その奉仕活動を行うにあたり、障害児の人格を尊重し、当該児童の身上及び家庭に関する情報は、他に漏らしてはならない。

（家庭支援員の登録取消）

第12条 市長は、家庭支援員に相応しくない行為があったと認める場合は、家庭支援員の登録を取り消すものとする。

（活動の補償）

第13条 市長は、家庭支援員の活動中の傷害・賠償責任事故に対して、市が加入する損害保険契約の範囲内で補償を行うものとする。

（活動の報告）

第14条 家庭支援員は、川崎市障害児家庭支援員活動報告書（第5号様式）に活動内容を具体的に記入の上、対象者の保護者の署名を受けて市長あて、活動した月の翌月10日までに提出しなければならない。

（活動諸経費の支払い）

第15条 家庭支援員に対する活動諸経費の実費弁償相当額として、1回につき1,500円を四半期毎に支払うものとし、支払期限は、四半期最終月の翌々月末とする。

（研修）

第16条 地域療育センターの所長は、家庭支援員に対して研修を実施する。

（委任）

第17条 この要綱に定めていない事項については、市及び地域療育センターの所長が別途協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成23年4月1日より施行する。
- 2 川崎市障害児家庭指導員派遣事業実施要綱(昭和48年川民障療第119号)は廃止する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成29年12月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和8年4月1日より施行する。